

議案参考資料

[令和2年第2回定例会(6月)]

[担当課(室)係]

医療保険課 国保係

議案名

議案第42号 桐生市国民健康保険条例の一部を改正する条例案

趣旨・目的

新型コロナウイルス感染症に感染した一定の要件を満たす被用者に対し、傷病手当金の支給を可能とするため、所要の改正を行おうとするものです。

概要

次のとおり傷病手当金の支給について定めるものです。

対象者	被用者のうち、新型コロナウイルス感染症に感染した者、又は発熱等の症状があり感染が疑われる者
支給要件	労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した上で、4日目以降、労務に服することができない場合
支給額	直近の継続した3月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額 $\times 2/3 \times$ 日数
適用期間	支給対象となる日の初日が令和2年1月1日～同年9月30日の間で、療養のため労務に服することができない期間(入院が継続する場合等、最長1年6か月)

(施行期日：公布の日(適用は令和2年1月1日から))

背景・経過

疾病又は負傷により業務に就くことができない場合に、療養中の生活保障として支給される「傷病手当金」については、市町村国保において条例又は規約の定めるところにより支給することができることとされていますが、現行の法令では傷病手当金は任意給付であり、また、全額が保険者負担となるため、市町村国保では厳しい財政状況や様々な就業形態の被保険者間の公平性といった観点から、支給している保険者はありません。

しかし、このたび内閣に設置された「新型コロナウイルス感染症対策本部」において、「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策」として、「国民健康保険及び後期高齢者医療において、新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被用者に傷病手当金を支給する市町村等に対し、支給額全額について国が特例的な財政支援を行う」ことが決定され、これを受け、厚生労働省から市町村等に対して、国保においても傷病手当金の支給を行うことを検討するよう要請がなされたものです。